

令和元年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成30年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	難病見舞金									
担当部署	福祉部	障害者福祉課	事業コード	9						
所属長	羽根尾 清隆		事業区分	ソフト事業						
予算事業名	福祉サービスの充実			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	03	事業開始年度	平成17年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第2章	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	6	障害者福祉の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	6	福祉サービスの充実	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市難病患者見舞金支給要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	市実施(直営)			
対象(誰・何を対象に)	申請時点で川越市に1年以上住民登録があり(ただし、新生児については出生時より住民登録があれば1年未満でも申請できる)、埼玉県が発行する指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、又は本市が発行する小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方。			
目的(対象をどのようにしたいか)	難病患者に見舞金を支給することにより、経済的な負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	難病患者に対して、申請に基づき福祉の手当として、1人につき36,000円の見舞金を支給し、経済的な負担軽減を図る。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

受給資格となる指定難病医療受給者・特定疾患医療受給者・指定疾患医療受給者・川越市小児慢性特定疾患医療受給者に対し本市での居住要件を確認し、1人につき36,000円を支給。また、対象となる難病数等についても増減の動向を把握する。

4. 取組実績(Do)

難病患者からの申請を審査し、見舞金を支給。
 【平成29年度実績】対象者数:2,531人 支給額:91,116,000円
 【平成30年度実績】対象者数:2,452人 支給額:88,272,000円

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部		28年度	29年度	30年度	元年度(見込額)	備考
人件費	A	2,615	2,661	2,661	2,661	
	正規職員(1年間の従事人数)	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	
	臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費	B	87,228	91,116	88,272	88,560	
	扶助費	87,228	91,116	88,272	88,560	
総支出(A+B)		89,843	93,777	90,933	91,221	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	89,843	93,777	90,933	91,221	
総収入	89,843	93,777	90,933	91,221	

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
支給者数	人	2,423.0	2,531.0	2,452.0	2,460.0	37.09
指標の定義・説明	支給した難病患者数					37.05
見舞金支給金額	千円	87,228.0	91,116.0	88,272.0	88,560.0	1.03
指標の定義・説明	見舞金の支給額の合計					1.03

(2) 成果指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	A	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか 難病は、治療方法が確立していないものや、長期の療養を必要とするものが多く医療費の負担が大きくなる。適切な診断を行える専門医は疾患ごとに限られており、専門医がいる指定医療機関までの交通費や、差額ベッド代等の療養にかかる諸費用の負担も長期にわたり、また、就労に関しても状況が変動するなど、経済的な負担の軽減が必要となる。
有効性	A	施策の目標の達成に貢献しているか 難病患者の経済的な負担を軽減し、障害者医療等の充実や地域生活支援の充実に努めることで、障害者支援施策の推進が図られているものとする。
達成度	B	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか 申請のあった2,452人に見舞金を支給し、経済的軽減を図った。学識経験者や障害者団体等で組織する川越市障害者施策審議会から答申をいただき策定した「川越市障害者支援計画」において、難病患者見舞金等の充実が施策として掲げられており、その評価においてもBと位置づけている。
効率性	B	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか ホストコンピューターで支払いを管理し、また保健センターにおいても同時に申請を受け付けるなど、効率的な運用に努めている。昨年度は、制度変更による経過措置終了の影響から、指定難病医療受給者が減少したことにより、一昨年度と比べ79件、約280万円の減少となった。
総合評価	A	難病は治療が極めて困難であり、また、その病状により免疫機能等が低下した場合には、新たに他の病も併発しやすいなど、難病患者にとって経済的な負担の軽減は重要な課題となっている。引き続き「川越市障害者支援計画」に基づき、事業の充実を図ることが必要とされる。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	改善
元年度	本事業は、「川越市障害者支援計画」に基づいた施策として位置づけられており、今後もより効率性のある事業としていくことが必要と考える。
2年度	本事業は、「川越市障害者支援計画」に基づいた施策として位置づけられており、今後もより効率性のある事業としていくことが必要と考える。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

他の先進都市と比較すると、杉並区は年額198,000円、船橋市は年額120,000円、宇都宮市は年額60,000円、入間市は年額48,000円、高崎市は年額36,000円を支給している。

(2) これまでの見直しや改善等の経過

指定難病に該当する数と、その疾病の重篤度に応じて、見直しを図っている。

難病見舞金支給事業に関する補足資料

1. 指定難病とは

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といいます。令和元年7月1日現在、パーキンソン病など333疾病が指定されています。

2. 実績

年度末時点

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定難病数(疾病)	110	306	306	330	331
支給人数(人)	1,909	2,101	2,423	2,531	2,452
決算額(円)	68,724,000	75,636,000	87,228,000	91,116,000	88,272,000

3. 他市の状況(難病患者に対する手当)

令和元年7月末時点

市区名	名称	支給額(円)/年	市区名	名称	支給額(円)/年
杉並区	難病患者福祉手当	198,000	大田区	心身障害者福祉手当	144,000
葛飾区	難病患者福祉手当	186,000	豊島区	難病患者福祉手当	144,000
千代田区	心身障害者福祉手当	186,000	江戸川区	心身障害者福祉手当	144,000
中央区	難病患者福祉手当	186,000	中野区	心身障害者福祉手当	120,000
港区	心身障害者福祉手当	186,000	船橋市	難病患者援助金	入院:120,000 通院: 60,000
新宿区	心身障害者福祉手当	186,000	小金井市	難病者福祉手当	84,000
文京区	心身障害者福祉手当	186,000	立川市	難病手当	72,000
台東区	難病患者福祉手当	186,000	東村山市	難病患者福祉手当	60,000
墨田区	心身障害者福祉手当	186,000	宇都宮市	難病患者福祉手当	60,000
江東区	心身障害者福祉手当	186,000	八王子市	特定疾病患者福祉手当	48,000
品川区	障害者福祉手当	186,000	郡山市	特定疾患患者福祉手当	48,000
渋谷区	心身障害者福祉手当	186,000	入間市	難病者福祉手当	48,000
北区	心身障害者福祉手当	186,000	川越市	難病患者見舞金	36,000
荒川区	心身障害者福祉手当	186,000	高崎市	難病患者見舞金	36,000
板橋区	心身障害者福祉手当	186,000	前橋市	難病患者見舞金	36,000
世田谷区	心身障害者福祉手当	180,000	柏市	特定疾病療養者見舞金	30,000
足立区	難病患者福祉手当	180,000	所沢市	難病患者見舞金	25,000
目黒区	心身障害者福祉手当	156,000	東松山市	難病患者見舞金	20,000

4. 平成28年度川越市障害者福祉に関するアンケート調査(対象者数400人、有効回収率55.5%)

難病患者に対し現在の生活で困っていることや悩んでいることはありますか。という問

いについて、「医療費が多くかかる」が25.7%と高い結果となっており、見舞金の金額に

ついて、感謝の言葉や少なすぎるといった意見が寄せられています。

(参考)

- ・現在、難病患者見舞金を年額36,000円頂いておりますが、いくらかでも医療費の負担を軽減出来るので大変助かっています。(50代)
- ・難病見舞金が少なすぎる(医療費は毎月かかるのに対して、川越市からの見舞金だけでは足りない。)(30代)
- ・この病気からリウマチ、甲状腺の病気にもなりました。薬を飲んでいるから働いていけませんが、飲まないと痛くて歩けないくらいにもなります。(50代)
- ・私は指定難病を患い、現在も治療継続中ですが、病状は安定していて普通に仕事をする事ができていたりすることもあります。ただ、こうした病気やそれに伴う制度については一般に認知度が低い為、時に説明に苦慮したりすることもあります。何につけてもそうですが、特にそうした制度を必要としていない人たちに理解できる情報発信というのは、とても大切なことだと思います。(50代)
- ・難病で状態が非常に悪く、立つだけでも大変で、歩く事もままならず辛いです。(70代)
- ・医療費(特定疾患含む)の自己負担額は増えると思います。(30代)
- ・サラリーマンの働き方の変化(残業しない民間企業が増えている)によって、給料は大してもらっていません。現状の私がそうであり、賃金に占める医療費支払いの割合が高くなり苦しくなるのではないかと不安があります。(30代)

川越市難病患者見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、難病患者に対し、見舞金を支給することにより、難病患者のいる家庭の経済的な負担を軽減し、もって福祉の増進を図るものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「難病患者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（埼玉県規則第85号）第1条第2項第1号に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (2) 埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱（平成17年10月1日施行。）第9第2項に規定する特定疾患医療受給者証又は同第6項に規定する指定疾患医療受給者証又は同第10項に規定する医療受給者証（第4条第2項第2号において「特定疾患医療受給者証等」という。）の交付を受けている者
- (3) 川越市児童福祉法施行細則（平成27年1月1日施行）第7条に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給対象者は、1年以上市内に住所を有する難病患者とする。ただし、1歳未満の者にあつては、出生したときから次条第1項の規定による申請を行うまでの間、市内に住所を有する者とする。

(申請の手続)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者（第2条第3号に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者にあつては、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）以下同じ。）は、川越市難病患者見舞金支給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、次に掲げる区分に応じ当該各号の行為を行わなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する者 医療受給者証の提示又は医療受給者証の写しの提出
- (2) 第2条第2号に該当する者 特定疾患医療受給者証等の提示又は特定疾

患医療受給者証等の写しの提出

(3) 第2条第3号に該当する者 小児慢性特定疾病医療受給者証の提示又は
小児慢性特定疾病医療受給者証の写しの提出

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、
見舞金の支給の有無を決定し、川越市難病患者見舞金支給認定（却下）通知
書（様式第2号）により申請者に通知する。

(見舞金の額)

第6条 見舞金の額は、難病患者一人につき36,000円とする。

(支給の時期)

第7条 見舞金の支給の期日は、次の各号の申請日に応じて当該各号に定める
日とする。

(1) 4月1日から5月31日までの日 7月31日

(2) 6月1日から8月31日までの日 9月30日

(3) 9月1日から10月31日までの日 11月30日

(4) 11月1日から12月28日までの日 1月31日

(5) 1月1日から2月末日までの日 3月31日

(6) 3月1日から3月31日までの日 4月30日

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給について必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。